

事務連絡
令和7年1月17日

各関係事業者様

京都府障害者支援課長

京都府居宅介護従業者養成研修事業者指定事務取扱要綱等の一部改正について

この度、「京都府居宅介護従業者養成研修事業者指定事務取扱要綱別表」及び「京都府居宅介護従業者養成研修事業者指定に関する取扱基準」を一部改正しましたのでお知らせします。

令和7年4月以降開催分の研修事業者の指定については、改正後の要綱が適用されますので、御留意ください。

記

【改正内容】

1 同行援護従業者養成研修のカリキュラムの見直し

(1) 「京都府居宅介護従業者養成研修事業者指定事務取扱要綱別表」(カリキュラム)

- ・国告示に従って改正
- ・同行援護従業者の質的向上を図るため一般課程の時間数を増加(20時間→28時間)
- ・応用課程の時間数は減少(12時間→6時間)
- ・一般課程応用課程の合計時間数は増加(32時間→34時間)

(2) 「京都府居宅介護従業者養成研修事業者指定に関する取扱基準」(講師要件)

- ・全ての科目に「社会福祉法人日本視覚障害者団体連合が実施する資質向上研修を修了した者」を追加(今回の国告示改正によるものではないが、全国団体が行う指導者養成研修の位置付けである同研修修了者について従来から講師要件に入れておくべきであり、今回追加)
- ・「外出保障」、「情報提供」の科目について当事者の意見を聞くため、「公益社団法人京都府視覚障害者協会が推薦する当事者」を追加。
- ・「視覚障害者の心理」の科目について「視覚障害者支援に直接従事したことがある者」を追加。
- ・応用課程についてはカリキュラムが大きく変わり講師要件を新設。
「サービス提供責任者の業務」、「個別支援計画と他機関との連携」等の制度的な内容の科目については「当該科目に関する事務を担当する行政職員」も対象とした。

2 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の修了者の免除規定

改正後の同行援護従業者養成研修のカリキュラムは、一部、地域生活支援事業として実施される盲ろう者向け通訳・介助員養成研修と共通した内容を含むため、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の修了者については、同行援護従業者養成研修の一部科目の受講を免除する。

→第16号様式（免除者名簿）を改正し、盲ろう向け通訳・介助員養成研修修了予定者を追加